

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野							
211	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福祉	地域少子化対策強化 事業(交付金)の要件 緩和	地域における少子化対策強化の ために行う出会い・結婚支援等 の事業が先駆的な取組と認めら れない場合、情報提供・啓発事 業などの基礎的・共通的事業も 対象外になることから、施策の基 盤となる基礎的・共通的事業に ついては継続的に実施できるよ う、制度の見直しを行う。	<p>【具体的な支障事例】</p> <p>地域少子化対策強化事業(交付金)を活用して、初年度、企業や地域を巻き込んで、未婚者の会 員登録や社員の結婚を応援する企業の登録により結婚・婚活に関する情報のマッチングを図るな ど、結婚に向けた情報提供等を行う「出会いサポートセンター」を開設した。</p> <p>次年度は、地域で結婚支援活動をしている団体を「ひろしま出会いサポーターズ」に任命し、地域 での取組を広く発信するなど、センターの活動強化を図ることとしていたが、これらの新規事業は、 結婚希望者の出会いの機会づくりを目的とした事業として当該事業(交付金)の対象とならなかつた ことから、初年度に開設した基礎的・共通的事業であるセンター事業についても単なる継続事業と 見なされ対象外となった。</p> <p>このため、今後のセンター事業の運営や少子化施策の展開に制約が生じる恐れがあり、長期的・ 安定的な取組を推進する上で支障となっている。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>地域少子化対策強化事業(交付金)は、継続事業が更なる先駆的な取組と認められない場合、 原則、当該事業(交付金)の対象とならないため、少子化施策の基盤となる情報提供・啓発事業な どが実施しにくく安定的な事業運営を図りにくいものとなっている。</p> <p>このため、少子化対策に関する情報提供・啓発事業などの基礎的・共通的事業については、一定 程度、継続的に実施できるよう制度を見直す必要がある。</p>	地域少子化対策強化 事業実施要領 地域少子化対策強化 交付金交付要綱	内閣府	広島県、中 国地方知事 会、三重県	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
<p>北海道、青森県、鹿角市、福島県、長崎県、熊本県、熊本市、沖縄県</p>	<p>○今年度から結婚支援に係る情報提供を行う事業を開始していることから、制度の改正がなければ同様の支障が生じる可能性がある。</p> <p>○先駆性が認められず申請を取り下げた市町村があり、活用しやすい制度とするため、少子化対策に一定の成果が認められる事業については採択とするなど要件を見直していただきたい。</p> <p>○地域少子化対策強化事業は、継続事業が更なる先駆的な取り組みと認められない場合、原則交付金の対象とならないことから、毎年事業の再設計が必要となり、継続事業を拡充しづらいものとなっている。したがって、事業の先駆性という条件については見直す必要がある。</p> <p>○26、27年度とこの事業に取り組んでいるが「先駆性」が採択の基準となっているため、複数年度にわたり同様の事業が行えず、結果として細切れの施策になることが懸念される。交付金があることで、少子化対策の事業実施がしやすい状態にあり、本交付金による少子化対策の効果を見ると、事業内容によっては先駆性がなくとも採択されるように変更してほしい。</p> <p>○地域少子化対策強化交付金を活用して、平成27年度に婚活サポートセンターを開設し、結婚・婚活に関する相談、婚活サポーターの養成及び研修、婚活講座及び結婚支援フォーラムの開催などを行っている。次年度以降も継続したいが、継続事業として認められなかった場合、今後の事業運営に支障が生じるため、少子化対策に関する基礎的・共通事業が継続的に実施できるよう制度の見直しが必要である。</p> <p>○若年層への情報提供・意識啓発事業等を実施しているところだが、このような継続的な取り組みにより一定程度の期間を持って実施する必要がある事業については対象となるよう見直しが必要。</p> <p>○既存事業の拡大・拡充を検討しており、少子化対策を行ううえで、本交付金のような有利な財源は必要であると認識しており、今後、既存事業への利用可能なもの、単年度のみならず継続的に交付されるものなどの活用しやすい交付金の創設をしてほしい。</p>	<p>平成28年度当初予算案で地域少子化対策重点推進交付金を計上しているが、本交付金については、これまで地域少子化対策強化交付金を活用して行われた取組のうち、結婚に対する取組や結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組に関する事業等を対象とし、過去の事業から発掘された優良事例を踏まえた事業について、その横展開を支援することを目的としているため、上記対象分野に該当する自治体より提案のあった継続的な事業についても対象となりえる。</p> <p>なお、事業申請時においては、交付金の対象として申請する事業について、結婚支援等全体の計画の中での位置付けを示し、内閣府においては、結婚支援等全体及び申請事業が効果の見込まれるものであるかについて、有識者による審査を経て事業選定を行う。</p> <p>また、自治体は、申請事業及び結婚支援等全体のKPIを設定し、効果検証を実施し、内閣府に報告するとともに、内閣府においては、交付金の活用全体の効果検証を実施することとする。</p>